



令和6年第6回総会

会 議 録

期 日 令和6年6月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和6年第6回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年6月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	28	農地利用計画の一部を通り消す同意について
3	29	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	30	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見書（案）について
5	31	農地法第3条許可申請について
6	32	農地法第5条許可申請について
7	33	農用地利用集積等促進計画の調整について
8	34	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達 範隆	農業委員
	2番	今給黎 龍浪	農業委員
	4番	篠原 正	農業委員
	5番	畑野 真人	農業委員
	6番	園田 和寛	農業委員
	7番	原田 克子	農業委員
	8番	眞茅 文男	農業委員
	9番	白澤 千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田 広昭	農業委員
	11番	中原 敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

3番 水野 正子 農業委員
14番 白澤 敦行 農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江 靖博
主幹兼農地係長 前原 光博
農地係参事補 新屋 敷嘉一

午前 9時00分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

開会前にお知らせします。

本日、水野委員、白澤敦行推進委員が欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

それと、事務局の局長のほうも欠席ですので、よろしくお願ひします。

令和6年第6回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員12名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願ひします。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。12番俵積田正康委員、2番今給黎委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思ひますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第28号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号58号から63号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外5名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外4名です。

解約面積は畑が35筆で62,652㎡合計35筆で62,652㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号58号から63号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第29号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。3ページをご覧ください。

名簿登録番号岩崎地区10号、農事組合法人〇〇〇〇は、経営類型（工芸農作物茶（荒茶））で経営面積は600aで、農業労働力は2名、臨時雇用10名です。有機栽培への転換や品質の向上、臨時雇用の増員を図り、収入、経営の安定を図るとのことです。

この法人は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見書（案）についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、中原委員の退席をお願いいたします。

（中原委員除斥）

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4号議案第30号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見書（案）についてご説明申し上げます。

議案書は4ページになります。

申請地は5・6ページに掲載してございます。

申請人は枕崎市国見町〇〇番地にお住まいの〇〇〇〇さんで親子で茶業を営んでおります。

申請地は枕崎市板敷西町〇〇番，畑，1,040㎡です。

板敷西町・岩戸牧場敷地より，東側〇〇mに位置します。

所有権移転後も，現在と同様，茶畑として利用する計画であり，農用地として有効に活用していくために農用地区域への編入を希望しています。

周辺は農用地区域で、農用地利用計画変更については特に問題のない申請であると思われます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）整理番号1号について報告いたします。

6月17日、畑野農業委員、事務局前原さん、新屋敷さんと現地調査を行いました。

立会人は申請人の父親です。また、申請人は茶の認定農業者であります。

場所については、事務局の説明の通りです。

申請地に隣接する畑は、申請人の父親の所有する茶畑で、農用地区域であり、申請地にも茶が植えられており、今後とも茶畑として使用することによって、農用地区域への編入については特に問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありますか。

10番（俵積田広昭委員）これ、現在は茶畑ですよ。調査員の方たちが行くとき、道路に雑木が出てる畑じゃないですか。機械が通れない道じゃないですか。

8番（眞茅委員）そこに通う道路はまあ狭くて、多分この畑を利用する時は、隣接地の畑の枕木に駐車してると思いますが。

10番（俵積田広昭委員）私も一回携わって、雑木を切るんだったら大阪かどっかに居る人が友達で切ってあげるといふ明文をもらってるんですけど。

8番（眞茅委員）その木に関しては生えてません。

10番（俵積田広昭委員）じゃあもう切っているんですか。

8番（眞茅委員）いや、もともとそこはなくて、岩戸牧場のちょっと下から横に入っていく道路で、そこは雑木とかそういうところはありません。けどまあ下の方にいけば、板敷集落との間に山がある。

10番（俵積田広昭委員）はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見書（案）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、承認することに決定いたしました。

（中原田委員着席）

議長 次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。
整理番号19号の申請地は、
桜山本町〇〇番〇，田，277 m²
桜山本町〇〇番〇，田，474 m²
合計751 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，76歳，北九州市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，62歳，桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については10ページに掲載してあります。

桜山本町〇〇番〇は宇都公民館より北側約〇〇mに，

桜山本町〇〇番〇は宇都公民館より北側約〇〇mに，

位置します。

整理番号20号の申請地は，

桜山本町〇〇番〇，田，201 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，83歳，白沢東町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，62歳，桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については10ページに掲載してあります。

桜山本町〇〇番〇は宇都公民館より北側約〇〇mに位置します。

整理番号19～20号においては，調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当せず，また，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号19号並びに20号について，有村委員をお願いします。

13番（有村委員）整理番号19号と20号は関連がありますので一括して報告いたします。

6月10日に譲受人の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は桜山本町に居住している専業農家です。

整理番号19号の譲渡人は北九州市に居住する無職の方です。

整理番号20号の譲渡人は白沢東町に居住する無職の方です。

譲渡人は2人とも元々この地区の出身で，譲受人と親戚関係にあたり，高齢のため，田を譲受人に譲りたいとの事です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は田3筆で棚田です。

桜山本町〇〇番〇の東側は水路を挟んで宅地，西側は畑，南側は田，北側は畑です。

桜山本町〇〇番〇の東側は水路を挟んで宅地，西側は畑，南側と北側は田です。

桜山本町〇〇番〇の東側は水路を挟んで宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は田です。

取得後は、田でなく、畑として野菜作りを行いたいとの事でした。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号19号並びに20号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

整理番号4号の申請地は園見本町〇〇番〇、畑、257㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのこと

です。申請地は、13ページに掲載してあります。

九州中織跡地から北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から〇〇m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を一般住宅の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画内容は居宅1棟の建築で、計画面積は257㎡で問題のないものと思われま

す。建物の高さは一般住宅が3.75mの平屋建て、境界より1.4m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

生活排水は、近くの下水道へ、雨水は西側側溝に流します。

整理番号5号の申請地は大塚中町〇〇番、畑、186㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣地である申請地を、親族や来客用の駐車場として利用したい。」とのことです。

申請地は、15 ページに掲載してあります。

立神中学校から南西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 50m以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を駐車場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

隣接する農地もなく、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

整理番号 6 号の申請地は寿町〇〇番，畑，284 m²です。

譲受人は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、17 ページに掲載してあります。

小江平ドライより東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を一般住宅の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅 1 棟の建築で、計画面積は 284 m²で問題のないものと思われま

す。建物の高さは一般住宅が 4.395mの平屋建て、境界より 0.9m控えて建築しま

す。以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 4 号並びに 5 号について、畑野委員をお願いします。

5 番（畑野委員）整理番号 4 号について報告をします

6 月 1 7 日眞茅農業委員・白澤推進委員・事務局の新屋敷さんと、譲渡人である〇〇〇〇さん立会のもと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りで、転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は譲渡人の畑，東側と南側は住宅，西側は公衆用道路です。

園見本町〇〇番〇と園見本町〇〇番〇の公衆用道路については，本申請の許可後に所有権持分の登記をするという事です。申請地の北側，東側，南側についてはコンクリートブロック積を行い，防護柵を設けます。

雨水については，西側側溝に放流し，生活排水については下水道にて処理します。

その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思えます。

整理番号5号について報告をします

調査日は一緒です。譲受人の〇〇さん立会のもと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りで，転用目的は駐車場です。

申請地の東側は山林，西側は市道，北側は宅地，南側は譲受人の宅地です。

鉄鋼スラグ舗装をするという事であり，雨水対策として，雨水枡を設置して西側の市道側溝へ放流する旨，指導したところです。

その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 つづきまして，整理番号6号について，眞茅委員お願いします。

8番（眞茅委員）整理番号6号について報告をします

6月17日畑野農業委員・有村推進委員・事務局の新屋敷さんと現地調査を行いました。相手方立会人は，福元行政書士事務所の〇〇さんです。

場所は事務局の説明の通りで，転用目的は一般住宅です。

東側と西側は住宅，南側と北側は市道で現状のまま整地をして使用するとのものでした。雨水については，北側の側溝に，そして生活排水・汚水処理については，合併浄化槽を通して同じく南側側溝に流すとの事でした。

隣接地に，耕作された畑はなく被害防除計画・資金計画書も添付されており，又，認可後着手前に隣接する土地所有には周知する考でしたのでやむ負えない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号4号から6号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第7号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第33号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

18・19 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号7号の利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん、利用権設定をする者〇〇〇〇さんで設定面積は、畑が1筆1,160㎡、合計1筆1,160㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番7号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第33号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第8号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第8号議案第34号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、18～19 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号75号から93号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外18名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外34名で設定面積は、田が1筆174㎡、畑が50筆42,108㎡、樹園地が20筆41,255㎡、合計71筆で83,537㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(眞茅委員) 日程第2号で、整理番号の58号の方で、摘要の方に耕作者変更とありますが、この日程8号の方にはそれが含まれてないですが、これは手続きが遅れているということですか。

事務局 ここにつきましてはですね、耕作者は〇〇〇〇さんの孫が引き継ぐことになっておりますが、まだ書類的に整っていないところで、次号の届出になると思います。

以上です。

8番（眞茅委員）わかりました。

議長 ほかにありませんか。

5番（畑野委員）整理番号75の賃借人の〇〇〇〇さんと、整理番号79の〇〇〇〇会社は同一の方だと思うんですが、これは個人名義と会社名義ということで別々ということでもいいのでしょうか。

事務局 更新の手続ということでの承認ですが、それぞれ意向で、個人で借りる場合と法人で借りる場合と手続してるようでございます。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号75号から93号までについて、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第34号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9時30分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範 隆

会議録署名委員 俵積田 正 康

会議録署名委員 今給黎 龍 浪